

令和3年4月22日

教職員の皆様へ

鳴門教育大学危機管理対策本部長
鳴門教育大学長 山下 一夫

【重要】新型コロナウイルス感染症対策に係る基本方針について（第16報）（4月22日更新）

徳島県を含む全国的な感染拡大に伴うまん延防止等重点措置の追加及び緊急事態宣言の可能性もあることから、標記の基本方針を下記のとおり更新します。

教職員の皆様におかれましては、特に、ゴールデンウィークに入ることから、引き続き、「換気の悪い密閉空間」「多くの人々が密集する場所」「近い距離で会話が行われる密接な場面」を避けるとともに、県外への移動は極力控えていただき、気を緩めることなく、感染防止に努めてくださるようお願いいたします。

なお、今後も状況を確認しながら対応を判断し、変更する場合はあらためて通知します。

記

1. 感染予防について

「【重要】新型コロナウイルスに関する本学の対応（感染予防のお願い）について（第12報）（4月22日更新）」を参照し、基本的な感染防止対策及び毎日の健康管理等を徹底してください。

2. 感染リスクが高まる5つの場面について

「飲酒を伴う懇親会等」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」、「狭い空間での共同生活」や「居場所の切り替わり」の行動について、感染リスクの回避に努めてください。

※ 政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会（令和2年10月23日）参照
(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf)

3. 鳴門教育大学主催のイベント等の開催について

鳴門教育大学主催のイベント等開催の運用基準（新型コロナウイルス対策）に準じて行ってください。

4. 本学以外の主催イベント等への教職員及び学生の参加について

- 1) 緊急事態宣言の対象地域又はまん延防止等重点措置の指定区域（以下「指定区域等」という。）（別紙参照）への参加を含むイベント等への参加は、自粛してください。
- 2) 上記以外でのイベント等でも、適切な感染対策が講じられていない場合は、参加を自粛してください。

5. 県内外への移動について

- 1) 発熱など体調が優れない場合は、県内外への移動は自粛してください。
- 2) 指定区域等との不要不急の移動は自粛してください。
やむを得ない事情で指定区域等への往来の必要性が生じた場合、帰県後7日間は自宅待機してください。自宅待機後、健康状態に問題がなければ、感染防止策を十分に講じた上で出勤を可能とします。
なお、特例として、指定区域等から通勤している教職員及び介護・子の監護で定期的に往来する必要がある教職員は、帰県後7日間の自宅待機を設けませんが、帰県後14日間の自身の健康観察を十分に行うとともに、不特定多数との接触を避ける等、感染防止に努めてください。少しでも体調が悪い場合は自宅療養してください。
- 3) 指定区域等以外への移動は、当面の間、慎重を期してください。
帰県後、健康状態に問題がなければ、感染防止策を十分に講じた上で出勤を可能とします。帰県後14日間は健康観察を十分に行うとともに、不特定多数との接触を避ける等、感染防止に努めてください。

6. 他県からの来客者等への対応について

- 1) 県外からの来客者等については、感染防止策を十分に講じた上で対応してください。会議や打合せ等は、オンライン会議やメール会議を推奨します。
- 2) 帰省等される親戚、友人がいる場合、体調を確認いただき、発熱など体調が優れない場合、帰省等を自粛要請いただくようお願いします。
- 3) 教職員の家族等が県外から帰県した場合は、帰県後14日間は健康観察を十分に行うとともに、不特定多数との接触を避ける等、感染防止に努めてください。

7. 海外渡航

海外渡航は原則禁止します。

8. 注意事項

- ① 5人以上（家族以外）の会食や歌唱を伴う飲食等は自粛してください。やむを得ず会食をする場合には、ガイドラインを遵守していることを示すステッカー・宣言書等の掲示を確認の上、徹底した対策をしてください。

- ② 都道府県が発信している最新の情報を確認の上，自身が感染しないための行動をとっていただくとともに，感染対策を徹底してください。
- ③ 用務先では感染リスクの高い場所に近づかないようにしてください。
- ④ 移動に利用する公共交通機関等では，徹底した対策をしてください。
- ⑤ 県外から学外者に来学してもらう必要性が生じた場合には，検温や感染防止対策を特にお願ひします。
- ⑥ 自身の行動記録を把握するとともに，新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）（厚生労働省）を活用してください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa_00138.html

まん延防止等重点措置の指定区域（令和3年4月22日現在）

○緊急事態宣言が発令された場合は、当該地域を含むこととします。

○まん延防止等重点措置の指定区域（令和3年4月22日現在）は、以下のとおりです。

4/5（月）～5/5（水）	大阪府（大阪市） 兵庫県（神戸市，西宮市，尼崎市，芦屋市） 宮城県（仙台市）
4/12（月）～5/11（火）	東京都（23区，八王子市，立川市，武蔵野市，府中市， 調布市，町田市）
4/12（月）～5/5（水）	京都府（京都市） 沖縄県（那覇市など本島の9市）
4/20（火）～5/11（火）	埼玉県（さいたま市，川口市） 千葉県（市川市，船橋市，松戸市，柏市，浦安市） 神奈川県（横浜市，川崎市，相模原市） 愛知県（名古屋市）
4/22（木）～5/5（水）	兵庫県（伊丹市，宝塚市，川西市，三田市，猪名川町， 明石市）

※今後新たに各都道府県知事が指定する「まん延防止等重点措置区域」となる市町村がある場合は、当該市町村を含むこととします。